

令和7年度 寿泉堂綜合病院 臨床研修プログラム

寿泉堂綜合病院 臨床研修管理委員会

寿泉堂総合病院臨床研修プログラム

1. 研修プログラムの特色

- ① 研修が有意義となるように研修医 1 名に対し指導医 1 名といったマンツーマンの指導体制をとる。
- ② プライマリ・ケア、救急医療はもちろん地域保健・医療・介護・福祉・地域医療連携などの研修にも多様なニーズにも応えられる。
- 研修科目は必修科目として内科(一般・糖尿病内科・消化器内科・循環器内科)、麻酔科、地域医療、外科、精神科、小児科、産婦人科、整形外科、脳神経外科、泌尿器科。さらに選択科目として既履修科目、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、病理診断科、脳神経内科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科、呼吸器内科、腎臓・高血圧内科、リウマチ膠原病内科、呼吸器外科、救急科、保健・医療行政を設けた。

2. 臨床研修の目標

医師としての人格を涵養し、将来の専門性にかかわらず、医学・医療の社会的役割を認識しつつ、日常診療で頻繁に遭遇する疾病や負傷に適切に対応できるよう、プライマリ・ケアの基本的診療能力(態度、技能、知識)を身につけることを目標とする。

※ 別紙 臨床研修の到達目標

3. プログラムの責任者

副院長・内科主任部長 (プログラム責任者) 鴻野 浩
血液内科部長 (プログラム責任者) 岡本正俊

4. 臨床研修を行う分野並びに当該分野ごとの研修期間及び臨床研修病院又は、臨床研修協力施設

	病院施設番号	病院又は施設の名称	研修期間
内 科	030842	寿泉堂総合病院	24 週
救 急 部 門	030842	寿泉堂総合病院	8 週
外 科	030842	寿泉堂総合病院	8 週
小 児 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
産 婦 人 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
麻 酔 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
整 形 外 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
脳 神 経 外 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
泌 尿 器 科	030842	寿泉堂総合病院	4 週
精 神 科	031276	寿泉堂松南病院	4 週
地 域 医 療	031280	寿泉堂香久山病院	4 週
	031291	福島県立南会津病院	
	032528	福島県立宮下病院	
	032532	只見町国保朝日診療所	
	191220	増 戸 医 院	
		まつもと内科クリニック	

	168269	モミの木クリニック	
選 択 科	030073	福島県立医科大学附属病院	36 週
	030842	寿泉堂綜合病院	
	032527	赤十字血液センター	

備考:

- 厚生労働省の定める「救急部門 12 週以上」については、基本理念、到達目標を尊重し、麻酔科 4 週に加え、各科を研修しながら二次救急指定日に日当直を行うことで、合計 12 週の救急部門研修を履修するものとする。
- 一般外来研修については、内科、外科、小児科、地域医療での並行研修を行う。
- 在宅医療の研修は地域医療の研修期間に行う。
- 選択科目は既履修科目、耳鼻咽喉科、眼科、放射線科、病理診断科、保健・医療行政、福島県立医科大学附属病院(脳神経内科、心臓血管外科、皮膚科、形成外科、呼吸器内科、腎臓・高血圧内科、リウマチ膠原病内科、呼吸器外科、救急科)を設けた。選択科の 36 週は複数科、単科でもどのような選択でも可能であり、到達目標に未到達がある場合は到達目標達成に必要な診療科の研修に充てることがある。
- 内科研修にあつては一般内科・糖尿病内科、消化器内科、循環器内科指導医のもとで各科研修を行う。
- 地域医療の寿泉堂香久山病院の研修には、いずみ訪問看護ステーションの研修も含まれる。
- 臨床病理検討会(CPC)は寿泉堂綜合病院にて隔月行う。

【協力型臨床研修病院】

- (1) 病 院 の 名 称 公立大学法人 福島県立医科大学附属病院
 所 在 地 福島県福島市光が丘 1
 病院の管理者氏名 病院長 竹石 恭知

診療科	指導医
呼吸器内科	谷野 功典
腎臓・高血圧内科	風間 順一郎
リウマチ膠原病内科	佐藤 秀三
脳神経内科	金井 数明
呼吸器外科	鈴木 弘行
心臓血管外科	高瀬 信弥
皮膚科	山本 俊幸
形成外科	小山 明彦
救急科	伊関 憲

- (2) 病 院 の 名 称 医療法人為進会 寿泉堂松南病院(精神科)
 所 在 地 福島県須賀川市滑川字池田 100
 病院の管理者氏名 院 長 今泉 修一(研修実施責任者)

診療科	指導医
精神科	今泉 修一

- (3) 病 院 の 名 称 公益財団法人湯浅報恩会
寿泉堂香久山病院(療養型)
所 在 地 福島県郡山市香久池 1-18-11
病院の管理者氏名 院 長 柴 信行(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	柴 信行

【臨床研修協力施設】

- (1) 施 設 の 名 称 福島県立南会津病院
所 在 地 福島県南会津郡南会津町永田字風下 14-1
施設の管理者氏名 院 長 吉田 典行(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	佐竹 秀一

- (2) 施 設 の 名 称 福島県赤十字血液センター
所 在 地 福島県福島市永井川字北原田 17
施設の管理者氏名 所 長 神林 裕行(研修実施責任者)

診療科	指導医
保健・医療行政	神林 裕行

- (3) 施 設 の 名 称 福島県立宮下病院
所 在 地 福島県大沼郡三島町大字宮下字水尻 1150
施設の管理者氏名 院 長 横山 秀二(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	小野 正博

- (4) 施 設 の 名 称 只見町国民健康保険朝日診療所
所 在 地 福島県南会津郡只見町大字長浜字久保田 31
施設の管理者氏名 所 長 若山 隆(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	若山 隆

- (7) 施 設 の 名 称 増戸医院
所 在 地 福島県郡山市逢瀬町多田野字久保田 10-1
施設の管理者氏名 院長 増戸 康文(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	増戸 康文

- (8) 施 設 の 名 称 まつもと内科クリニック
所 在 地 福島県郡山市田村町金屋マセロ 4-1
施設の管理者氏名 理事長 松本 寿永(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	松本 寿永

- (9) 施設 の 名 称 モミの木クリニック
 所 在 地 福島県郡山市鳴神 1-1-1
 施設の管理者氏名 理事長 福井 謙(研修実施責任者)

診療科	指導医
地域医療	福井 謙

5. 研修医の配置・指導体制

① 研修医の配置

研修医 1 人に対し指導医 1～3 人としての体制を整え、十分に指導ができるようにする。研修医によって期間割の順序は異なる。研修医の希望に応じて、臨床研修委員が研修医各々の期間割を設定する。よって、1 年次 6 名の研修医が、内科・外科・麻酔科に分かれて研修することもある。内科研修にあつては、一般内科・呼吸器内科・消化器内科・循環器内科各々の指導医の元で研修を受ける。2 年次の選択科の希望は、1 年次修了前には届けることにより選択科もマンツーマンの指導が、出来るよう研修医を配置できる期間割を組む。

② 指導体制(指導方法含む)

必修科・選択科共に臨床経験 7 年以上の医師を指導医として、その中で臨床経験 10 年以上、また 10 年近い医師を指導責任者とした。指導方法は、マンツーマンで指導出来るよう、研修医 1 人に対し指導医 1 人以上の体制で指導する。そのため科によっては研修医 1 人に対し、指導医が 2 人・3 人と複数の場合もある。指導医が都合で休んだ時は、他の指導医が指導する体制をとる。

指導医数

診療科	人数	診療科	人数
内科	9	整形外科	3
外科	4	脳神経外科	2
麻酔科	3	泌尿器科	2
小児科	2	耳鼻咽喉科	2
産婦人科	5	眼科	1
精神科	2	放射線科	2
地域医療	13	病理診断科	1
保健・医療行政	1		

6. 研修医の募集定員並びに募集及び採用の方法

① 研修医定員数(各年次)

区分	公募によるもの
1 年次	6
2 年次	6
合計	12

② 募集及び採用の方法

募 集 方 法 : 公募

応募必要書類 : 履歴書、卒業(見込み)証明書、臨床研修申込書

選 考 の 方 法 : 面接

募 集 時 期 : 7月1日頃から

選 考 時 期 : 面接日を決定し個別に連絡します。

マッチングの利用 : 有

7. 研修医の処遇に関する事項

① 常勤又は非常勤の別

身分については、常勤職員として採用とする

② 研修手当、勤務時間及び休暇に関する事項

(1) 給与は、次の基準により支給する

1年目臨床研修医	基 本 手 当	458,400 円(税込み)
	年額給与予定額	6,040,000 円(各種手当込み)
2年目臨床研修医	基 本 手 当	490,000 円(税込み)
	年額給与予定額	7,000,000 円(各種手当込み)

(2) 勤務時間

平 日 : 午前 8 時 45 分から午後 5 時 5 分まで(休憩時間 50 分)

土曜日 : 午前 8 時 45 分から午後 1 時まで(休憩時間なし)

※第 3 土曜日は休診日

(3) 休暇

●年次有給休暇

1 年次 10 日

2 年次 11 日

●年末年始特別休暇

5 日間

●その他

夏季休暇、特別休暇(結婚、服喪等)、産休、育児休暇

(4) 休日

●第 3 土曜日、日曜日、祝祭日、指定休日年間 7 日

③ 時間外勤務及び当直に関する事項

(1) 時間外勤務あり

平 日 : 午後 6 時以降

土曜日 : 午後 2 時以降の時間外に対して支給

(2) 日直・当直あり(副直)

●回数 : 約 4 回/月 ※救急指定日の当直明けは休日とする

●日直・当直手当(副直) :

1 年目 救急指定日 日直手当 18,000 円(1 回につき)

〃 救急指定日 当直手当 20,000 円(1 回につき)

2 年目 救急指定日 日直手当 23,000 円(1 回につき)

〃 救急指定日 当直手当 25,000 円(1 回につき)

④ 研修医のための宿舎及び病院内の個室の有無

(1) 住宅手当と研修医住宅について

- 法人の借上げ住宅有り。
- 住宅手当は家賃の半額(上限 50,000 円/月)を支給する。

(2) 病院内の個室の有無

- 無(医局共有、個人専用机あり)

⑤ 社会保険・労働保険(公的医療保険、公的年金保険、労働者災害補償保険、雇用保険)に関する事項

健康保険、雇用保険、労災保険、厚生年金保険等の社会保険に加入する。

⑥ 健康管理に関する事項

年 2 回の定期健康診断、年 2 回の特定者健康診断を実施。

⑦ 医師賠償責任保険に関する事項

病院で加入しており、個人加入は任意。

⑧ 外部の研修活動に関する事項(学会、研究会等への参加の可否及び費用負担の有無)

※学会・研究会等への参加は可能。

(1) 学会出張

- 学会出張は、宿泊を伴う県内出張も含め、年間 7 泊 8 日の範囲で認められているが、認定医点数取得のための学会参加も考慮し、おおむね 10 泊 11 日の範囲まで承認している。
- 休日・半休日・夜間だけなど、勤務に支障なくかつ宿泊を伴わない学会、研究会などは上記の枠外としている。又、演題発表を行う場合の演者についても上記の枠外として業務出張扱いとする。

(2) 臨床研修病院群以外の医療機関で診療すること(アルバイト)を禁止する。

臨床研修の到達目標

A.医師としての基本的価値観(プロフェッショナリズム)

B.資質・能力

C.基本的診療業務

経験すべき症候

経験すべき疾病・病態

研修理念

臨床研修は、医師が、医師としての人格をかん養し、将来専門とする分野にかかわらず、医学及び医療の果たすべき社会的役割を認識しつつ、一般的な診療において頻繁に関わる負傷又は疾病に適切に対応出来るよう、基本的な診療能力を身に付けることのできるものでなければならない。

【 到達目標 】

医師は、病める人の尊厳を守り、医療の提供と公衆衛生の向上に寄与する職業の重大性を深く認識し、医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）及び医師としての使命の遂行に必要な資質・能力を身に付けなくてはならない。医師としての基盤形成の段階にある研修医は、基本的価値観を自らのものとし、基本的診療業務ができるレベルの資質・能力を修得する。

A. 医師としての基本的価値観（プロフェッショナリズム）

1. 社会的使命と公衆衛生への寄与

社会的使命を自覚し、説明責任を果たしつつ、限りある資源や社会の変遷に配慮した公正な医療の提供及び公衆衛生の向上に努める。

2. 利他的な態度

患者の苦痛や不安の軽減と福利の向上を最優先し、患者の価値観や自己決定権を尊重する。

3. 人間性の尊重

患者や家族の多様な価値観、感情、知識に配慮し、尊敬の念と思いやりの心を持って接する。

4. 自らを高める姿勢

自らの言動及び医療の内容を省察し、常に資質・能力の向上に努める。

B. 資質・能力

1. 医学・医療における倫理性

診療、研究、教育に関する倫理的な問題を認識し、適切に行動する。

- ① 人間の尊厳を守り、生命の不可侵性を尊重する。
- ② 患者のプライバシーに配慮し、守秘義務を果たす。
- ③ 倫理的ジレンマを認識し、相互尊重に基づき対応する。
- ④ 利益相反を認識し、管理方針に準拠して対応する。
- ⑤ 診療、研究、教育の透明性を確保し、不正行為の防止に努める。

2. 医学知識と問題対応能力

最新の医学及び医療に関する知識を獲得し、自らが直面する診療上の問題について、科学的根拠に経験を加味して解決を図る。

- ① 頻度の高い症候について、適切な臨床推論のプロセスを経て、鑑別診断と初期対応を行う。
- ② 患者情報を収集し、最新の科学的知見に基づいて、患者の意向や生活の質に配慮した臨床決断を行う。
- ③ 保健・医療・福祉の各方面に配慮した診療計画を立案し、実行する。

3. 診察技能と患者ケア

臨床技能を磨き、患者の苦痛や不安、考え・意向に配慮した診療を行う。

- ① 患者の健康状態に関する情報を、心理・社会的側面を含めて、効果的かつ安全に収集する。
- ② 患者の状態に合わせた、最適な治療を安全に実施する。
- ③ 診療内容とその根拠に関する医療記録や文書を、適切かつ遅滞なく作成する。

4. コミュニケーション能力

患者の心理・社会的背景を踏まえて、患者や家族と良好な関係性を築く。

- ① 適切な言葉遣い、礼儀正しい態度、身だしなみで患者や家族に接する。
- ② 患者や家族にとって必要な情報を整理し、分かりやすい言葉で説明して、患者の主体的な意思決定を支援する。
- ③ 患者や家族のニーズを身体・心理・社会的側面から把握する。

5. チーム医療の実践

医療従事者をはじめ、患者や家族に係わる全ての人々の役割を理解し、連携を図る。

- ① 医療を提供する組織やチームの目的、チームの各構成員の役割を理解する。
- ② チームの各構成員と情報を共有し、連携を図る。

6. 医療の質と安全の管理

患者にとって良質かつ安全な医療を提供し、医療従事者の安全性にも配慮する。

- ① 医療の質と患者安全の重要性を理解し、それらの評価・改善に努める。
- ② 日常常務の一環として、報告・連絡・相談を実践する。
- ③ 医療事故等の予防と事後の対応を行う。
- ④ 医療従事者の健康管理（予防接種や針刺し事故への対応を含む。）を理解し、自らの健康管理に努める。

7. 社会における医療の実践

医療の持つ社会的側面の重要性を踏まえ、各種医療制度・システムを理解し、地域社会と国際社会に貢献する。

- ① 保健医療に関する法規・制度の目的と仕組みを理解する。
- ② 医療費の患者負担に配慮しつつ、健康保険、公費負担医療を適切に活用する。
- ③ 地域の健康問題やニーズを把握し、必要な対策を提案する。
- ④ 予防医療・保健・健康増進に努める。
- ⑤ 地域包括ケアシステムを理解し、その推進に貢献する。
- ⑥ 災害や感染症パンデミックなどの非日常的な医療需要に備える。

8. 科学的探究

医学及び医療における科学的アプローチを理解し、学術活動を通じて、医学及び医療の発展に寄与する。

- ① 医療上の疑問点を研究課題に変換する。
- ② 科学的研究方法を理解し、活用する。
- ③ 臨床研究や治験の意義を理解し、協力する。

9. 生涯にわたって共に学ぶ姿勢

医療の質の向上のために省察し、他の医師・医療者と共に研鑽しながら、後進の育成にも携わり、生涯にわたって自律的に学び続ける。

- ① 急速に変化・発展する医学知識・技術の吸収に努める。
- ② 同僚、後輩、医師以外の医療職と互いに教え、学びあう。
- ③ 国内外の政策や医学及び医療の最新動向(薬剤耐性菌やゲノム医療等を含む。)を把握する。

C. 基本的診療業務

コンサルテーションや医療連携が可能な状況下で、以下の各領域において、単独で診療ができる。

1. 一般外来診療

頻度の高い症候・病態について、適切な臨床推論プロセスを経て診断・治療を行い、主な慢性疾患については継続診療ができる。

2. 病棟診療

急性期の患者を含む入院患者について、入院診療計画を作成し、患者の一般的・全身的な診療とケアを行い、地域連携に配慮した退院調整ができる。

3. 初期救急対応

緊急性の高い病態を有する患者の状態や緊急度を速やかに把握・診断し、必要時には応急処置や院内外の専門部門と連携ができる。

4. 地域医療

地域医療の特性及び地域包括ケアの概念と枠組みを理解し、医療・介護・保健・福祉に関わる種々の施設や組織と連携できる。

経験すべき症候

外来又は病棟において、下記の症候を呈する患者について、病歴、身体所見、簡単な検査所見に基づく臨床推論と、病態を考慮した初期対応を行う。

- ・ショック
 - ・体重減少・るい瘦
 - ・発疹
 - ・黄疸
 - ・発熱
 - ・もの忘れ
 - ・頭痛
 - ・めまい
 - ・意識障害・失神
 - ・けいれん発作
 - ・視力障害
 - ・胸痛
 - ・心停止
 - ・呼吸困難
 - ・吐血・喀血
 - ・下血・血便
 - ・嘔気・嘔吐
 - ・腹痛
 - ・便通異常(下痢・便秘)
 - ・熱傷・外傷
 - ・腰・背部痛
 - ・関節痛
 - ・運動麻痺・筋力低下
 - ・排尿障害(尿失禁・排尿困難)
 - ・興奮・せん妄
 - ・抑うつ
 - ・成長・発達の障害
 - ・妊娠・出産
 - ・終末期の症候
- (29 症候)

経験すべき疾病・病態

外来又は病棟において、下記の疾病・病態を有する患者の診療にあたる。

- ・脳血管障害
 - ・認知症
 - ・急性冠症候群
 - ・心不全
 - ・大動脈瘤
 - ・高血圧
 - ・肺癌
 - ・肺炎
 - ・急性上気道炎
 - ・気管支喘息
 - ・慢性閉塞性肺疾患(COPD)
 - ・急性胃腸炎
 - ・胃癌
 - ・消化性潰瘍
 - ・肝炎・肝硬変
 - ・胆石症
 - ・大腸癌
 - ・腎盂腎炎
 - ・尿路結石
 - ・腎不全
 - ・高エネルギー外傷・骨折
 - ・糖尿病
 - ・脂質異常症
 - ・うつ病
 - ・統合失調症
 - ・依存症(ニコチン・アルコール・薬物・病的賭博)
- (26 疾病・病態)

※ 経験すべき症候及び経験すべき疾病・病態の研修を行ったことの確認は、日常業務において作成する病歴要約に基づくこととし、病歴、身体所見、検査所見、アセスメント、プラン(診断、治療、教育)、考察等を含むこと。